

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
謝金等の支払に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、「本連盟」という。）の謝金・日当等を支払う場合の基準を明らかにするものである。

(委員会等謝金)

第 2 条 助成及び補助事業等による委員会においては、当該助成及び補助事業の基準による金額を支払う。

2. 第 1 項以外の委員会等における謝金は、1 回につき 10,000 円（源泉税含む）を支払うものとする。

3. 助成及び補助事業であらかじめ計画した委員会以外の打合せ、および第 2 項以外の打合せ等については、1 回につき 7,000 円（源泉税含む）を支払うものとする。

(講師等謝金)

第 4 条 本連盟が開催する研修会等の講師謝金は、講義 1 時間につき 9,300 円（源泉税含む）とする。

2. 演習形式の場合は、1 時間当たり 7,700 円（源泉税含む）とする。

3. 総括討議等の司会者、助言者、報告者等の場合は、1 時間につき 7,500 円（源泉税含む）とする。

4. 研修会等に付随するレポート・課題等の審査料は 1 本（1,200 字）につき、1,000 円（源泉税含む）とする。

(講演会等謝金)

第 5 条 前条によらない講演会等の講演者に対する謝金は、知名度や社会的地位、講演時間、過去の実績等を考慮し、その都度会長が別に定める金額を支払う。

(雇上賃金)

第 6 条 短期の事務・技能補助員の雇上賃金は会長が別途定めるものとする。

(その他)

第 7 条 上記の基準により難しい場合には、その都度会長が判断し決定するものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則

1. この規程の改正は、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会、一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会の合併の日から施行する。